

(別紙)

令和3管理年度のクロマグロ漁獲量報告義務違反に係る再調査結果について

1 再調査結果について

県が令和4年8月に未報告として公表した数量が約56トン、県警が捜査で未報告の疑いがあるとした数量が約98トン、青森地検が立件した未報告数量が約74トンと差があったことから、県では県警の協力のもと令和5年8月から再調査を行った。調査結果は下記のとおり。

- ア 漁業法第30条（漁獲量等の報告）違反者
大間、奥戸、大畑町漁協所属の漁業者22人
- イ 未報告数量
92.2トン

表 漁獲報告義務違反の内訳（3漁協合計）

(単位：トン)	違反の内容		計
	報告義務 ^{※1}	報告期限 ^{※2}	
大型魚	85.4	4.1	89.5
小型魚	2.7	0.0	2.7
計	88.1	4.1	92.2

※1：令和3管理年度内に漁獲量の報告がなかったもの。

※2：翌月の報告期限を過ぎたが、令和3管理年度内に追加報告したもの。